

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名	国土交通省
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他（都市計画税）		
要望項目名	土地区画整理事業における共同施設区制度（仮称）の創設に伴う課税の特例措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>○特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 街区の再編と併せて、低未利用土地の有効かつ適切な利用を通じて都市機能増進施設（誘導施設）の整備を促進するため、共同施設区制度（仮称）を設ける。</p> <p>○特例措置の内容 当該制度改正により、申出により共同施設区（仮称）に換地処分された場合について、申出者に対して通常の換地処分と同様の課税の特例を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税について非課税とする。 ・仮換地の指定以後、換地処分の公告日までの間、また、同日以後、登記までの間、換地を取得した者に対して固定資産税及び都市計画税を課すことができる。 ・個人住民税、法人住民税、事業税について、所得税、法人税と同様の取扱いとする。 		
関係条文	<p>租税特別措置法第33条の3第1第3号、第33条の6、第65条第1項第3号、第10項、第11項 第68条の72第1項、第10項、第11項 地方税法第73条の6第3項、第4項、第343条第6項、第702条第2項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] 0 (-) [平年度] 0 (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 居住や都市機能の集積を図るべき区域において、低未利用土地の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、都市機能の維持増進等を図り、もって人口減少社会においても持続可能な都市構造の実現に向けた都市の再生を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 人口減少下にあっても持続可能なコンパクトシティの形成に向けては、平成26年の都市再生特別措置法の改正により、計画と税財政上のインセンティブを組み合わせた誘導手法によって居住や都市機能の集約を図る立地適正化計画制度を創設し、その取組を促進している。しかしながら、多くの都市では、空き地等が時間的・空間的にランダムに生じる「都市のスポンジ化」が進行し、居住や都市機能の誘導を図るべき区域においても、エリア価値の低下、治安・環境の悪化、誘導施設等の種地確保の阻害等の問題を生じさせ、コンパクトなまちづくりを進める上で重大な障害となっている。</p> <p>このため、土地区画整理事業における共同施設区制度（仮称）を創設し、散在する低未利用土地を申出により共同施設区（仮称）に集約換地することで、まとまりのある土地を確保し、その土地に集客性があり、まちの顔となるような誘導施設を整備できるようにする必要がある。</p> <p>こうした集約換地を伴う土地区画整理事業を円滑に行うためには、通常の土地区画整理事業と同様の条件を整える必要があり、共同施設区（仮称）に換地処分された場合についても、申出者に対して、通常の換地処分と同様の課税の特例を適用する必要がある。</p>		
	ページ	6—1	

本要望に 対応する 縮減案	—
ページ	6—2

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する
	政策の達成目標	・都市再生誘発量 平成 29 年度から平成 33 年度の間、他の施策と合わせ、13,500ha を整備する。 ※ 我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積の合計。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	「政策の目標達成」に同じ
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	共同施設区（仮称）の創設に伴い、3 地区程度の適用を見込む。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	共同施設区（仮称）への換地においても通常の換地処分と同様の特例措置を適用することにより、誘導施設の整備を促進する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例【所得税、法人税】 ・完全支配関係にある法人間の資産譲渡により発生した損益にかかる課税について、換地処分等による権利変動の場合、引き続き繰延を認める特例【法人税】 ・土地区画整理事業の施行に必要な土地等の登記の課税特例【登録免許税】
	予算上の措置等の要求内容及び金額	社会資本整備総合交付金 （平成 30 年度概算要求額 10,484 億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	土地区画整理事業の事業費等に対する施行者への国庫補助と権利者への税制上の特例による一体的な支援措置により、土地区画整理事業を促進する。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、申出により共同施設区（仮称）に換地処分された場合についても、申出者に対して通常の換地処分と同様の課税の特例を適用するものであり、的確かつ必要最低限の措置である。
	ページ	6—3

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—